平成２４年（フ）第１００号
山口県宇部市床波６丁目10番43号
債務者　早川　文隆
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２５年（フ）第５４号
山口県山陽小野田市中川５丁目３番４号　ひかりハイツ201号室
債務者　清水　　勲
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２５年（フ）第５８号
山口県山陽小野田市大字西高泊1224番地２　ルーレルハイムⅡ102号
債務者　星野　美香（旧姓亀石）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２５年（フ）第２０３号
香川県高松市仏生山町甲601番地５
債務者　立岩　孝美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２５年（フ）第２７号
福岡県大牟田市栄町２丁目16番地２
債務者　永江　昭子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部
平成２５年（フ）第４９号
福岡県大牟田市大字歴木535番地４　高泉市営住宅19棟56号
債務者　山田麻理子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部
平成２５年（フ）第２２号
山梨県上野原市上野原2144番地１　トリニティハイツ102号
債務者　志村　浩惠（旧姓河内・佐野）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係
平成２４年（フ）第１５０３号
京都府宇治市小倉町山際65番地の１　アルディア巨椋Ａ棟611号
債務者　松岡　欣也（旧姓森江）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第４３３号
京都市伏見区久我東町201番地の１　久我のもり市営住宅３棟306号
債務者　宮脇　　勲
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第５８１号
京都府亀岡市曽我部町南条向山12番地７　コーポ松岡Ａ棟103号、申立時の住所京都府長岡京市こがねが丘２番地４
債務者　中嶋　広幸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第１６５号
徳島県徳島市佐古二番町８番８号　森ビル４Ｆ東
債務者　宇田見由美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
徳島地方裁判所民事部
平成２５年（フ）第７９号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地８棟842号
債務者　木村　洸喜
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２５年（フ）第６５号
佐賀県唐津市旭が丘20番１―201号　市営アパート
債務者　濵口　秀樹
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部
平成２５年（フ）第６６号
佐賀県唐津市旭が丘20番１―201号　市営アパート
債務者　濵口　昭美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部
平成２５年（フ）第７４号
宮崎県延岡市中川原町１丁目4588番地１
債務者　中窪　光子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２５年（フ）第８９号
宮崎県日向市大字富高7157番地21
債務者　村田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２５年（フ）第９１号
宮崎県日向市大字富高548番地28
債務者　村田　正輝
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部